

[新入生(1年次)]

—新入生(1年次)の入学前の既修得単位の認定について—

【個別認定について：大学設置基準30条】

1. 授業科目名、単位数が同等のものを本学の授業科目名に読み替えて、個別認定を行う。
2. 単位認定の上限は、20単位とする。
3. 個別認定の対象は、共通教育科目とする。
ただし、言語科目については、語種ごとに4単位を上限とする。
4. 評価は「認」で表示する。
5. 個別認定の対象となる大学等
日本国内の大学、専門職大学または短期大学を対象とする。
6. 認定科目については単位修得済みとなり、同一科目を本学で履修することができない。
7. 大学院については、単位認定は行わない。

以 上